帯広市住まいの改修助成金

空家を含めた住宅の長寿命化やユニバーサルデザイン化、省エネルギー化への

改修により住宅性能の向上を促進し、快適な住環境の充実を図ります。

1 助成の内容

10万円(消費税除く)以上の改修工事に対して、5万円を助成します。

2 募集件数、募集期間

募集件数 (a) 長寿命・UD化:160件

(b) 省工ネ化 : 220件

最新の申請状況はこちらで確認できます。 市ホームページ ID 1003062



事業開始可能日 ~ 予算枠に達するまで

- ※ 先着順に申請を受け付けます。
- ※ 募集件数は予算の状況により変更となる場合があります。

3 申し込み方法

お申し込みは、申請書に必要書類を添付して建築開発課にご提出ください。
※郵送での提出を可とします。送付前に添付書類をよく確認してください。

受付窓口:市役所6階 建築開発課(〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地)

受付時間:8:45~17:30 (土・日・祝日の受付は行いません。)

電話 : 0155-65-4179

4 対象者・対象住宅

- ① 市内の改修する住宅の所有者
- ② 改修する住宅に居住している、または、改修後に居住する方
- ③ 市税等を滞納していない方(納税状況により対象となる場合があります。)
- ④ 所得*1の世帯総額が550万円以下(確認できる最新のもの)
- ⑤ 暴力団員でない方
- ⑥ 過去10年以内に住宅リフォーム助成または住まいの改修助成を受けていない方
- ⑦ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅(旧耐震基準の住宅)については、市で行う「無料耐震簡易診断」を受けなければなりません。
- ※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。
 - 併用住宅(住宅と店舗など)は住宅部分のみ対象です。
 - 住宅の所有者が、単身赴任のため居住していない場合など、状況により申請が可能な場合があります。
 - 住宅を購入した場合は、所有権移転後(引き渡し後)に申請可能となります。

5 施工業者

建設業等を営む方で市内に事務所、営業所等を有する法人、または、市内に住所を有する個人。

※当該改修の全てを他に委託することはできません。

6 対象改修

1 耐久性や長寿命化のための工事

- ・ 塗装工事 (施工範囲が一面全て以上のもの) (耐久性、長寿命化)
- •屋根を不燃材料でふき替える工事(耐久性、長寿命化)
- ・外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事
- 給排水等設備工事
- その他(建物の耐久性や長寿命化のための工事と判断したもの)

2 ユニバーサルデザイン化(UD化)のための工事

- 段差解消工事(UD化)
- ・床材を滑りにくい素材に変更する工事(UD化)
- 畳をフローリングに変更する工事(UD化)
- 手摺設置工事(UD化)
- 建具取替工事(UD化)
- · 浴室改修工事(UD化)
- ・キッチン改修工事(UD化)
- · 洗面台改修工事(UD化)
- ・トイレ改修工事(UD化)
- 埋設型融雪施設の設置(UD化)
- インターホン設置工事(カメラ機能付)
- その他(UD化のための工事と判断したもの)

3 省エネルギー化のための工事

• 建物全体の断熱改修

(建物全体の外皮平均熱貫流率をO. 46W/(㎡・K)以下とする工事)

- 開口部の省エネ改修 (窓及びドアの断熱性能を高める工事)
- ・ 躯体の省エネ改修
- (外壁全体の断熱性能を高める工事、屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事、 床全体の断熱性能を高める工事)
- 高断熱浴槽(JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。)
- 節湯水栓(JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と 同等以上の機能を有すること。)
- L E D 照明 (工事を伴うものであること。)
- ・節水型トイレ(JIS A5207に規定する「II形大便器」と 同等以上の性能を有する便器(使用水量6.5ℓ以下))
- その他(省エネルギー化のための工事と判断したもの)

7 対象とならない費用 ※見積書において明確に示すこと

設計費

部分的な修繕工事費(外壁や屋根の一部修繕、UD化の改修を伴わない内装改修 (壁紙やフローリングの張替え、建具の修理等)等)

敷地整備費

産業廃棄物運搬処理費

耐震改修工事費

外構工事費

アンテナ設置工事費

雨樋、雪止め設置工事費

給湯器設置工事費

家電製品、家具等の購入費(エアコン等も含む)

畳や障子等の設置工事費

ガスコンロ・IH クッキングヒーターの購入費及び設置工事費

ストーブの購入費及び設置工事費

太陽光発電システム設置工事費

合併処理浄化槽設置工事費

他の補助金等を利用して行う改修工事費用

(あんしん住宅改修補助金、木造住宅耐震改修補助金、介護保険住宅改修、空家購入等補助金、子育で エコホーム支援事業、先進的窓リノベ事業など)

※他の補助制度を利用して行う改修工事と工事箇所を明確に区別することができる工事は対象工事となります。

※住まいの改修助成金のうち、(b)省エネ化を利用する場合は他の補助金と併用できます。

増築の工事費(サンルーム、風除室等の新設は増築になるため対象外。)

新設の工事費(トイレの新設等)

消費税

8 申請から助成金受取りまで

① 申請書類提出

・申請は随時受け付けします。

② 助成金交付決定通知

・審査が完了次第、交付(不交付)決定通知書で通知します。 (申請から交付決定までは、2週間程度の期間を要します。)

③ 工事着手

- ・決定通知前の工事着手は補助の対象外です。
- ・工事を変更、中止する場合は届出が必要です。

④ 工事完了

⑤ 工事完了実績報告

- 工事完了後速やかに提出して下さい。
- ・令和7年3月17日(月)までに完了実績報告を行わなければなりません。(郵送は必着) ※旧耐震基準の住宅を所有している方で、「無料耐震簡易診断」を受けていない場合は、工 事完了実績報告を受付けません。

⑥ 助成金交付額確定通知

⑦ 助成金請求書

↓・令和7年3月17日(月)までに補助金の請求を行わなければなりません。(郵送は必着)

⑧ 助成金交付

・指定口座に入金します。

9 申請に必要な書類

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 住民票*(空き家を購入する場合、実績報告時に確認)
- ③ 住宅の所有者がわかる書類*(登記事項証明書等)
- ④ 所得証明書*(世帯全員分)
- ⑤ 市税等の滞納が無いことを証する書類※
- ⑥ 見積書(対象改修工事が明確なもの、コピーの提出可)
- ⑦ 写真(施工前の状況を撮影したもの、日付入(手書き可))
- ⑧ 誓約書(様式第2号、暴力団排除に係る誓約)
- ※(b)省エネ化を利用する場合は、基準を満たすことが わかる書類(カタログのコピー等)を提出してください。

※②~⑤は、①申請書で個人情報の取得について同意した帯広市在住の方は添付不要。ただし、住宅を所有して一年未満の場合は、③の書類添付、前年の1月1日以後転入された場合は、④、⑤の書類添付が必要。

10 工事完了実績に必要な書類

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付工事完了実績報告書(様式第7号) (補助金交付決定通知書と一緒に郵送。)
- ② 写真(施工後の状況を撮影したもの、日付入(手書き可))
- ③ 領収書又は請求書の写し
- ④ アンケート

11 改修工事を変更する場合に必要な書類

工事内容、10%以上の工事金額または施工業者を変更する場合には、変更承認申請が必要です。

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付変更承認申請書(様式第4号)
- ② 見積書(コピーの提出可)
- ③ 写真(改修箇所を変更する場合)

変更の承認(不承認)通知書により決定結果を通知します。

12 改修工事を中止する場合

帯広市住まいの改修助成金交付中止届(様式第5号)の提出が必要です。